

火災等防止の取り組み

建設・解体工事中の取り扱い

- 発泡プラスチック系断熱材は、「難燃性」の表示がされているものを含めて、条件がそろえば着火するもので、一度着火した場合は急速に燃烧が広がる可能性があるため、労働安全衛生規則第279条では「易燃性」に該当します。
- 施工計画段階において、発泡プラスチック系断熱材を使用する作業の有無又は既設の発泡プラスチック系断熱材の周辺で行う作業の有無を確認し、当該作業がある場合には適切な火気管理計画を作成してください。
- 新築工事において発泡プラスチック系断熱材を使用する場合は、当該作業実施後は当該場所での溶接溶断等火気を使用する作業が発生しない作業計画を策定するようにしてください。

建設現場における発泡プラスチック系断熱材による火災災害の防止の徹底について（平成8年1月29日 基発第42号の2）

- 工事実施計画における火災防止対策について
 - ・ 発泡プラスチック系断熱材を使用する作業の有無や作業箇所における断熱材の使用の有無の確認
 - ・ 使用されている場合には断熱材の種類の確認
 - ・ 燃焼性に留意した適切な火気管理計画を策定
 - ・ 特に新築工事において発泡プラスチック系断熱材を使用する場合は、当該作業実施後は当該場所での溶接・溶断等火気を使用する作業を行わない作業計画を策定
- 施工における火災防止対策について
 - 1 元方事業者等の実施事項
 - ・ 使用する断熱材の種類及び燃焼性の確認
 - ・ 火気使用厳禁の表示
 - ・ 教育の実施
 - ・ 火気管理等を含む作業計画の策定と周知
 - ・ やむを得ず火気を使用する作業を行う場合には、不燃性ボード等で遮蔽するとともに、消火器配置等による消火対策を講じさせる
 - 2 関係請負人の実施事項
 - ・ 労働者に十分な教育を実施。その結果について元方事業者等に報告
 - ・ 火気管理等を含む作業計画の策定（元方事業場等に報告し、必要な調整を行うこと）
 - ・ 作業指揮者を定め、その者に直接作業を指揮させること
 - ・ 発泡プラスチック系断熱材の保管場所には、火気使用厳禁の表示
 - ・ 現場の整理整頓を行い、原材料等を放置しないこと

防火安全対策の推進に関する要望

全国消防長会事業部
全国消防長会予防委員会事務局

「可燃性合成樹脂発泡体を断熱材等に用いた消防対象物に係る 防火安全対策の推進に関する要望」

2010年4月15日

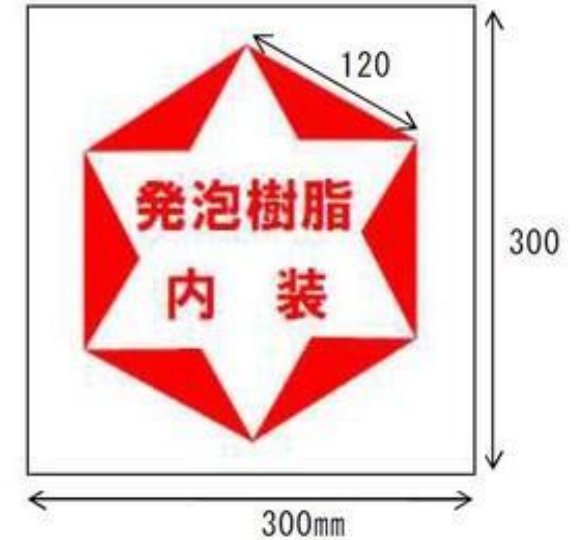
防火安全対策が必要となる消防対象物

可燃性合成樹脂発泡体を壁、天井の断熱材等として多量に使用しているもの

- 1 飲食店の食品庫等
- 2 物品販売店舗の調理室、パッケージ室等
- 3 病院等の調剤室、測定室等
- 4 食品工場の作業所、食品庫等
- 5 精密機械工場のクリーンルーム等
- 6 冷蔵倉庫、冷凍倉庫、定温倉庫等
- 7 卸売市場の食品庫等
- 8 研究機関等の実験室、測定室等
- 9 その他消防本部が指定する消防対象物

安全対策の推進

- 1 内装表示マークの掲出 消防対象物の出入口付近の見易い位置に内装表示マークを掲出
- 2 不燃断熱材等への変更
- 3 継ぎ目処理等の徹底
- 4 仕上げ材（金属製薄板等）が脱落しない施工
- 5 危険性の周知
- 6 自主防火管理の推進



- ① 文字は、朱色（反射性けい光塗料）とし、一文字を縦35mm、横30mmとする。
- ② 地色は、白色とする。
- ③ 形は、一辺が300mmの正方形の中心に、一辺が120mmの正六角形を描き、正三角形2個を交互に内接させたものとし、朱色（反射性けい光塗料）とする。
- ④ 材質は経年変化の少ないものとする。